



交差点では安全確認しよう

自転車の事故は、**半分以上が交差点で発生**しています。

交差点など道路が交わる場所では、周りの車や歩行者の動きに十分注意し、安全を確認してから渡りましょう。

交差点を渡るときは

交差点を渡るときは、信号や標識に従うのはもちろんのこと、すぐに止まれるような速さに速度を落としたり、一時停止して、右折や左折してくる車がないか十分確かめましょう。

見通しの悪い交差点は特に注意

見通しの悪い交差点や、狭い道路から広い道路に出る場合は、特に危険です。いったん停止して安全を十分確かめましょう。

徐行(直ちに停止できるような速度)して安全確認を

左右の見通しがきかない交差点に入ろうとするときや、交差点内で左右の見通しがきかない部分を通行しようとするときなどは、徐行し、安全を確認しなければなりません。

罰則 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
(道路交通法第42条)

「止まれ」の標識があったら必ず一時停止

「一時停止」の標識があるところでは、自転車も必ず一時停止して、安全を確かめなければなりません。

罰則 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
(道路交通法第43条)

道路形状別の自転車事故発生状況 (平成27年・千葉県)

